

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 専任職員給与規程

平成 23 年 4 月 1 日 制定
平成 24 年 4 月 1 日 改定
令和 2 年 12 月 8 日 改正
令和 4 年 3 月 8 日 改正
令和 5 年 6 月 5 日 改正
令和 6 年 3 月 12 日 改定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）専任職員就業規則第 20 条の規定に基づき、この法人の事務局専任職員の給与に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(規程の適用範囲)

第 2 条 この規程は、この法人の事務局に勤務する専任職員（以下「職員」という。）に適用する。

(給与の種類)

第 3 条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 諸手当は、時間外勤務手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、期末手当及び業績手当とする。

(給与表)

第 4 条 給与表は別表 1 のとおりとする。

2 給与の算定及び等級・号俸の適用に必要な基準は別に定める。

(給与の支給日)

第 5 条 職員の給与（期末手当及び業績手当を除く。）は、毎月 20 日に支給する。

2 期末手当及び業績手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。

3 前項に定める支給日が休日の場合は、支給日を順次前日に繰り上げるものとする。

(給与の支給方法)

第 6 条 給与のうち当月分の基本給並びに前月分の諸手当（期末手当及び業績手当を除く）は、前条第 1 項に定める支給日に支給する。

2 新規に採用された職員及び復職した職員の発令当月の基本給は、出勤日から日割計算によって支給する。

3 職員が退職した場合の基本給はその日まで日割計算によって支給し、職員が死亡した場合の基本給はその月の末日まで支給する。

4 職員の給与は、法令によってその職員の給与から控除すべきものの金額を控除した残額を、通貨によって直接当該職員に支給する。

5 前項の規定は、本人の申し出により本人の指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法をもって給与を支払うことができる。

(基本給)

第 7 条 職員の基本給は、本人の能力（知識、技能、体力、成績）、職務、資格及び勤務成

績等を考慮して決定する。

(昇給)

第 8 条 昇給は、原則として毎年 4 月 1 日をもって、基本給について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が現に受けている給与を受けるに至ったときから 12 か月を経過し、その間良好な成績で勤務したと認められるときは、昇給させることができる。

(時間外勤務手当)

第 9 条 就業規則第 12 条第 1 項の規定により職員に時間外又は休日に勤務を命じたときは、その時間外又は休日の勤務時間に対して、次の各号に定めるところにより時間外勤務手当を支給する。

(1) 当該時間外勤務が所定労働時間を超えて行われた場合は、所定の 1 時間当たり基本給の額に 1.25 を乗じて得た額にその超えた時間数を乗じて得た額。ただし、次号に定める時間数を除く。

(2) 前号の時間外勤務が午後 10 時から午前 5 時までの間に行われた場合は、その時間につき、所定の 1 時間当たり基本給の額に 1.5 を乗じて得た額に当該時間数を乗じて得た額とする。ただし、次号に定める時間数を除く。

(3) 休日(勤務を要しない日)に勤務が行われた場合は、所定の 1 時間当たり基本給の額に 1.35 を乗じて得た額に当該休日勤務時間数を乗じて得た額。ただし、次号に定める時間数を除く。

(4) 前号に掲げる休日の時間外勤務が午後 10 時から午前 5 時までの間に行われた場合は、その時間につき所定の 1 時間当たりの基本給の額に 1.6 を乗じて得た額。

2 専任職員就業規則第 12 条第 3 項における代休が付与された場合、代休の日は無給とする。ただし休日勤務時間数に 0.35 を乗じて得た割増賃金のみ支払う。

3 第 1 項に定める「所定の 1 時間当たりの基本給の額」は、当該時間外勤務等を行った職員のその月の基本給の額を、所定労働時間数で除して得た金額とする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、管理職手当の支給を受ける者には時間外勤務手当を支給しない。

(扶養手当)

第 10 条 扶養親族を有する職員に対して、扶養手当を支給する。

2 扶養手当の支給は、次の各号に定める者であって、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているものについて行うものとする。

(1) 配偶者(事実上の配偶者であるものを含む。)

(2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

3 前項の規定にかかわらず、各扶養親族につき年間所得の合計額が 1,300,000 円以上と見込まれる者には扶養手当を支給しない。

4 扶養手当の額は次の表のとおりとする。支給手続き及び届け出方法等については、別に定める。

扶養親族	扶養手当額
配偶者(事実上の配偶者であるものを含む。)	13,000 円
22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 ただし、16 歳から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日	6,500 円

までの間にある子には右記金額に 5,000 円を加算する。

(通勤手当)

第 11 条 通勤手当は、職員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合又は自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする場合に、月額により交通費を支給する。

- 2 前項の有料の交通機関を利用する場合の支給額は交通費の実費とする。ただし、通勤定期購入等のために必要な場合は、必要な範囲で数か月分を一括して前渡しすることができるものとする。
- 3 第 1 項の自動車等を使用する場合の支給額は、次の表に掲げる自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表に定める額とする。
- 4 第 1 項の自動車等を使用する場合、職員の住居から勤務地までの距離が片道 2 キロメートル未満の場合は、交通費を支給しない。

自動車等の片道の使用距離	支給額
2 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,100 円
15 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,900 円
25 キロメートル以上 35 キロメートル未満	18,700 円
35 キロメートル以上	20,000 円

- 5 月の途中で採用された職員の通勤手当は、採用の日から日割により支給する。
- 6 月の途中で順路又は利用交通機関の変更等が生じた場合は、通勤手当の額の変更は届け出のあった翌月から行う。
- 7 通勤手当の支給額は、月額 2 万円を限度とする。

(住居手当)

第 12 条 住宅手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員で借受けの名義人であるものに月額として支給する。

- 2 住居手当の月額は、それぞれ次に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
 - (1) 月額 10,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 5,000 円を控除した額
 - (2) 月額 10,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 10,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 15,000 円を超えるときは、15,000 円）を 5,000 円に加算した額
- 3 前項の区分に変動が生じた場合は、直ちにその旨を事務局長に届け出て、その認定を受けなければならない。
- 4 支給額の変更は、その事実の生じた日の属する月の翌月から行う。

- 5 住居手当の支給に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める
- 6 住居手当の支給を受けようとする職員は、代表理事（会長）又はその委任を受けた者に届出なければならない。

（管理職手当）

第 13 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して支給する。ただし、職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、支給しない。

- 2 前項に規定する管理職手当の月額は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 37 条第 3 項に規定する深夜（午後 10 時から午前 5 時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。
- 3 管理職手当を受ける職員が月の初日から末日までの全勤務日にわたって勤務しなかった場合は、当月分の管理職手当を支給しない。
- 4 管理職手当は、専任職員のチームサブリーダー以上の職位の者に支給する。
- 5 管理職手当の額は、基本給に次の表の率を乗じて得た金額とする。

職務の区分	管理職手当加算率
事務局長	100 分の 20
事務局次長	100 分の 18
部長	100 分の 15
部長補佐	100 分の 13
課長（チームリーダー）	100 分の 10
課長補佐（チームサブリーダー）	100 分の 5

（期末手当）

第 14 条 職員に期末手当を支給することができる。

- 2 前項に定める期末手当は、第 5 条第 2 項に規定する支給日に在職する職員に対して支給する。
- 3 期末手当支給日時時点で在職期間が 6 か月に満たない職員にあつては、事務局長がその期間の割合などを考慮して各人ごとに決定し支給する。
- 4 前項の規定にかかわらず、期末手当支給日時時点で在職期間が 3 か月に満たない者については期末手当を支給しない。
- 5 期末手当の額は、この法人の財務状況や社会情勢等を考慮し、代表理事（会長）が別に定める。

（業績手当）

第 15 条 職員に対しては、勤務成績を考慮し、予算の範囲内で、代表理事（会長）がその都度定める基準により業績手当を支給することができる。

（給与の減額）

第 16 条 欠勤、遅刻、早退等により職員が勤務しないときは、その勤務しない 1 時間につき、第 9 条第 3 項に定める「所定の 1 時間当たり基本給の額」を減額して給与を支給することができる。

(欠勤者の給与)

第 17 条 職員の欠勤期間については、原則として給与を支給しない。ただし、欠勤の理由が業務上の負傷又は疾病によるものであるときは、事情により 6 か月以内の期間、本俸の一部を支給することができる。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

(補則)

第 19 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 給与表（別表 1）及び扶養手当額は、平成 24 年度に在職する専任職員に適用する。

附則

この規程は、令和 2 年 12 月 8 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 6 月 5 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 給与表（別表 1）は、令和 6 年度に在職する専任職員に適用する。

別表1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	157,100	202,400	233,800	264,200	288,900	319,400	363,100	410,100
	2	158,200	204,000	235,200	266,000	291,100	321,600	365,700	412,600
	3	159,400	205,500	236,500	267,700	293,400	323,900	368,200	415,100
	4	160,500	207,000	237,800	269,600	295,500	326,100	370,800	417,600
	5	161,600	208,500	239,100	271,200	297,400	328,300	373,400	419,800
	6	162,700	210,000	240,600	273,000	299,700	330,300	376,000	422,200
	7	163,800	211,600	241,900	275,000	302,000	332,500	378,500	424,600
	8	164,900	213,200	243,200	276,900	304,200	334,700	381,100	427,000
	9	166,000	214,500	244,600	278,900	306,300	336,700	383,700	429,300
	10	167,400	216,000	246,000	280,800	308,600	338,900	386,400	431,600
	11	168,700	217,600	247,400	282,800	310,800	341,000	389,100	433,800
	12	170,000	219,300	248,700	284,800	313,100	343,200	391,800	436,000
	13	171,100	220,400	250,000	286,500	315,200	345,100	394,300	438,200
	14	172,500	221,900	251,200	288,600	317,300	347,100	396,600	440,200
	15	173,900	223,400	252,500	290,600	319,500	349,100	399,000	442,200
	16	154,400	212,400	249,600	291,700	320,600	350,500	401,400	444,200
	17	155,700	214,200	251,300	293,700	322,700	352,700	403,600	446,100
	18	157,200	216,100	253,300	295,800	324,800	354,700	405,700	447,900
	19	158,700	218,000	255,300	297,900	326,900	356,700	407,800	449,700
	20	160,200	219,900	257,300	300,000	328,900	358,700	409,900	451,500
	21	161,600	221,500	259,100	302,000	330,900	360,700	411,900	453,200
	22	164,300	223,400	261,000	304,100	333,000	362,600	413,900	454,700
	23	166,900	225,300	262,900	306,200	335,100	364,600	415,900	456,200
	24	169,500	227,200	264,700	308,300	337,200	366,600	417,900	457,700
	25	172,200	228,700	266,600	310,200	339,000	368,700	420,000	459,200
	26	173,900	230,500	268,500	312,300	341,000	370,700	421,600	460,600
	27	175,600	232,200	270,400	314,400	343,000	372,600	423,200	462,000
	28	177,300	234,000	272,300	316,500	345,000	374,600	424,800	463,400
	29	178,800	235,400	274,100	318,400	346,800	376,600	426,400	464,500
	30	180,600	236,900	276,000	320,500	348,700	378,500	427,700	465,300
	31	182,400	238,400	277,900	322,600	350,600	380,400	429,000	466,100
	32	184,200	239,900	279,800	324,700	352,500	382,300	430,300	466,900
33	185,800	241,300	281,400	326,500	354,300	384,000	431,600	467,600	

さがまちコンソーシアム
専任職員給与規程
規程第 406 号

34	187,300	242,800	283,300	328,500	356,100	385,700	432,900	468,400
35	188,800	244,300	285,200	330,600	357,900	387,400	434,200	469,200
36	190,300	245,900	287,100	332,700	359,700	389,100	435,400	470,000
37	191,600	247,100	288,700	334,500	361,500	390,700	436,600	470,700
38	192,900	248,700	290,500	336,500	362,900	391,900	437,500	471,500
39	194,200	250,300	292,300	338,500	364,400	393,100	438,300	472,300
40	195,500	251,900	294,100	340,500	365,900	394,300	439,200	473,100
41	196,800	253,200	295,900	342,300	367,300	395,400	440,000	473,800
42	198,100	254,600	297,600	344,200	368,500	396,600	440,800	474,500
43	199,400	256,000	299,300	346,100	369,700	397,800	441,500	475,300
44	200,700	257,400	301,000	348,000	370,900	399,000	442,300	476,100
45	201,800	258,600	302,600	349,800	371,900	399,900	443,100	476,800
46	203,100	260,000	304,300	351,400	372,800	400,600	443,900	
47	204,400	261,400	306,000	353,000	373,700	401,300	444,600	
48	205,700	262,800	307,700	354,600	374,600	402,000	445,400	
49	206,800	264,000	309,100	356,200	375,500	402,700	446,000	
50	207,900	265,200	310,700	357,400	376,300	403,400	446,800	
51	209,000	266,500	312,300	358,600	377,100	404,100	447,600	
52	210,100	267,800	313,900	359,800	377,900	404,800	448,400	
53	211,200	268,800	315,500	360,700	378,700	405,600	448,900	
54	212,200	270,100	317,100	361,800	379,400	406,300	449,700	
55	213,200	271,400	318,600	362,800	380,100	407,000	450,500	
56	214,200	272,700	320,200	363,900	380,800	407,700	451,300	
57	214,900	273,800	321,700	364,700	381,400	408,400	451,900	
58	215,900	274,900	322,900	365,400	382,100	409,100	452,700	
59	216,800	276,000	324,100	366,100	382,800	409,800	453,500	
60	217,800	277,100	325,300	366,800	383,500	410,500	454,300	
61	218,700	278,300	326,300	367,300	383,900	411,100	454,800	
62	219,700	279,300	327,300	368,000	384,600	411,800		
63	220,700	280,300	328,200	368,600	385,300	412,500		
64	221,700	281,300	329,200	369,200	386,000	413,200		
65	222,400	282,200	330,000	369,600	386,400	413,700		
66	223,400	283,100	330,800	370,300	387,100	414,300		
67	224,400	284,000	331,600	370,900	387,800	415,000		
68	225,500	284,900	332,400	371,600	388,500	415,700		
69	226,300	285,900	333,200	372,000	389,000	416,100		
70	227,100	286,700	333,900	372,700	389,700	416,800		
71	227,900	287,500	334,600	373,300	390,400	417,500		
72	228,700	288,300	335,300	374,000	391,100	418,200		

73	229,400	289,000	335,700	374,400	391,600	418,600
74	230,100	289,500	336,300	375,100	392,300	419,300
75	230,800	290,000	336,900	375,800	393,000	420,000
76	231,500	290,500	337,500	376,500	393,700	420,700
77	232,300	290,900	337,800	377,000	394,200	421,200
78	233,100	291,300	338,300	377,600	394,900	
79	233,900	291,700	338,800	378,200	395,600	
80	234,700	292,100	339,300	378,800	396,300	
81	235,400	292,400	339,700	379,500	396,800	
82	236,100	292,800	340,200	380,100	397,500	
83	236,800	293,200	340,700	380,700	398,200	
84	237,500	293,600	341,200	381,300	398,900	
85	238,200	293,900	341,700	382,000	399,400	
86	238,900	294,300	342,200	382,600		
87	239,600	294,700	342,700	383,200		
88	240,300	295,100	343,200	383,800		
89	241,100	295,300	343,600	384,500		
90	241,600	295,700	344,100	385,100		
91	242,100	296,100	344,600	385,700		
92	242,600	296,500	345,100	386,300		
93	242,800	296,700	345,400	387,000		
94		297,100	345,900			
95		297,500	346,400			
96		297,900	346,900			
97		298,100	347,200			
98		298,500	347,700			
99		298,800	348,200			
100		299,200	348,700			
101		299,400	348,900			
102		299,800	349,300			
103		300,200	349,700			
104		300,600	350,100			
105		300,800	350,600			
106		301,200	351,000			
107		301,600	351,400			
108		302,000	351,800			
109		302,200	352,200			
110		302,600	352,600			
111		303,000	353,000			

	112		303,400	353,400					
	113		303,600	353,800					
	114		304,000						
	115		304,400						
	116		304,800						
	117		305,000						
	118		305,300						
	119		305,600						
	120		305,900						
	121		306,300						
	122		306,600						
	123		306,900						
	124		307,200						
	125		307,500						
再任用職員		186,400	214,000	225,500	277,600	292,400	317,900	360,300	394,400
任期付職員		144,500	178,800	199,300	245,400	258,400	281,000	318,500	348,600